

軽減税率延長、 これだけの理由

制度調査部
齋藤 純

軽減税率の役割は終わっていない

【要約】

- 上場株式等の譲渡益及び配当に対する軽減税率(10%)の適用期限が2007年末(配当は2008年3月末)に到来することから、軽減税率の継続か廃止かが、2007年度税制改正の論点として浮上している。
- 近年の株価上昇などを受け軽減税率は適用期限をもって廃止すべきとの意見もあるが、主要国の株式税制やわが国の個人金融資産の状況などを勘案すると、軽減税率はまだ役割を終えたとは言えない。
- 「貯蓄から投資へ」という軽減税率導入当時の目的を真に達成するためには、軽減税率の適用期限を延長する必要があるだろう。

- 現在、上場株式や公募株式投信などの譲渡益及び配当(分配金)に対しては10%の軽減税率が適用されているが、譲渡益については2007年末、配当については2008年3月末に適用期限を迎える。そのため、2007年度税制改正では、上場株式等に対する軽減税率の継続か廃止かが検討される可能性が高い。
- 政府税制調査会などでは、金融商品から生じる所得を包括的に課税する「金融所得の一体化」を進めていくべきとの考えを示している。しかし、金融所得の一体化では、各種金融商品から生じた損益を通算した後、残った所得に対して20%の税率で課税を行うことが想定されている。この場合、上場株式等の譲渡益及び配当に対する税率は、現在の2倍に引き上げられることとなり、投資に対する熱を奪いかねない。
- 主要国の株式税制を見ると、株式の譲渡益及び配当に対して軽減措置を設けている国は少なくない。また、軽減税率導入時、「貯蓄から投資へ」というスローガンがもてはやされたが、わが国の個人金融資産が預貯金に偏っているという状況は基本的に変わっていない。
- 軽減税率導入時に比べ株価が大幅に上昇したことなどを受け、軽減税率は廃止すべきとの主張も少なくないが、果たして軽減税率は本当に役割を終えたのだろうか。本稿では、軽減税率維持が必要とされる理由を列挙する。

諸外国の株式税制はどうなっているのか？

- 軽減税率を廃止すべきとする理由の一つに、他の所得との税負担のバランスが挙げられることがある。確かに日本国内を見れば、10%という税率は、他の金融商品に比べると低い水準であるが、主要国の税制を見ると株式を優遇する国は少なくない(次ページ図表1参照)。
- 原則として株式の譲渡益に課税しないドイツのほか、英国では株式の保有期間に応じて課税対象となる譲渡益が減少していく措置(Taper Relief)が設けられている。その上、Taper Relief適用後の所

図表 1 主要国の株式税制の比較

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
1. 譲渡益課税	申告分離課税(税率は原則20%)。	原則として総合課税(税率10～35%+州税等)。	総合課税(税率10、20、40%の3段階)。	原則として非課税。ただし、保有期間12ヶ月以内の譲渡等の場合には総合課税(税率15～42%+連帯付加税)。	申告分離課税(税率は27%(うち11%は社会保障諸税))。
課税軽減措置	上場株式等については、2003年から2007年までは税率が10%に軽減。	12ヶ月超の譲渡益には5%又は15%の優遇税率を適用(2010年まで)。2008年以降、税率5%は0%となる。	損益通算後の所得に対し、保有期間に応じた段階的控除制度(Taper Relief)あり。	なし。	なし。
非課税措置	元本1,000万円までの非課税措置(2001年11月30日から2002年末までに購入等した上場株式等を、2005～07年までの間に譲渡した場合に適用)。	なし。 ただし、IRA(個人退職勘定)及び確定拠出型年金への拠出金に対する所得控除、運用益非課税など間接的な優遇制度あり。	Taper Relief適用後の所得に対し、8,800ポンド(193.6万円)の非課税枠。 ISA(個人貯蓄口座)内で生じた譲渡益及び配当等は非課税。	保有期間12ヶ月以内の株式の譲渡等を除き非課税。 保有期間12ヶ月以内の株式については、512ユーロ(7.7万円)までは非課税	年間譲渡額15,000ユーロ(225万円)までは非課税。 また、保有期間8年超の場合には所得税が非課税(2006年から)。
損益通算	株式等の譲渡損益間でのみ通算可能。	株式以外の資産の譲渡損益と通算可能。年間3,000ドル(34.5万円)を限度に他の所得との通算可能。	株式以外の資産の譲渡損益と通算可能。	株式以外の有価証券及び土地等(保有期間12ヶ月以内)の譲渡損益と通算可能。	株式以外の有価証券の譲渡損益と通算可能
譲渡損の取扱い	上場株式等の譲渡損失については、3年間に限り繰越可能。	損失がなくなるまで無期限に繰越可能。	損失がなくなるまで無期限に繰越可能。	保有期間12ヶ月以内の譲渡損については無期限に可能	10年間に限り繰越可能。
2. 配当課税	総合課税(税率15～50%。源泉徴収原則20%)。 上場株式等は、申告不要の選択可能(非上場株式の場合は、一定額以下の配当のみ)。 上場株式当の配当は、2008年3月まで源泉徴収率が10%に軽減。	総合課税(税率10～35%+州税等)。ただし、2010年までは税率5%又は15%の軽減税率適用。2008年以降、税率5%は0%となる。 納税者番号の非通知者には税率28%での補完源泉税が適用される。	総合課税(税率10%、32.5%)	総合課税(税率15～42%+連帯付加税。源泉徴収20%)。	総合課税(税率6.83～48.09%+社会保障関連諸税11%)。
配当二重課税の調整	配当控除	調整措置なし	インピュテーション方式	部分課税方式(受取配当金の1/2に課税)	部分課税方式(受取配当金の1/2に課税)

(注)米・英・独・仏の円表示は、1ドル=115円、1ポンド=220円、1ユーロ=150円のレートで換算している。

(出所)財務省資料などを基に大和総研制度調査部作成

得に対し一定額の非課税枠(2006年度は8,800ポンド(約193.6万円))が設けられている。フランスはわが国と同様申告分離課税であるが、年間譲渡額15,000ユーロ(約225万円)までは非課税である上、2006年からは保有期間8年超の譲渡益も非課税となる。

- 米国では、譲渡益及び配当ともに総合課税(税率10~35%+州・地方政府税)であるが、長期譲渡益(保有期間12ヶ月超の譲渡益)と配当に対しては、2008年までの措置として、通常税率が10%、15%の場合は5%(2008年は0%)に、通常税率が25%、28%、33%、35%の場合は15%に税率が軽減される。この軽減税率(上は15%だが、下は5%ではなく0%)は、2006年5月に成立した“Tax Increase Prevention and Reconciliation Act of 2005”により、適用時期が2010年まで延長されている。
- また、米国では、軽減税率延長のほか、大統領の諮問に基づき、より簡素でより公平、かつ、より経済成長に資するとの観点から、税制改革が検討されている。2005年11月に税制改革諮問委員会が公表した最終報告では、「簡素な所得税制案(Simplified Income Tax Plan)」と「成長及び投資税制案(Growth and Investment Tax Plan)」の2案が示された¹。「簡素な所得税制案」では、米国企業から受ける配当に関しては非課税、米国企業株式に係る譲渡益については譲渡益の75%を控除した上で総合課税とすることとしている。一方、「成長及び投資税制案」では、譲渡益及び配当ともに税率15%で課税することとしている。いずれの案によった場合でも、株式の譲渡益及び配当が他の所得よりも優遇されることとなる。
- その他、主要国の税制では損益通算の範囲がわが国よりも広く、また、譲渡損失の繰越期間はわが国よりも長い。こうした点においても、わが国の株式税制は主要国に比べて見劣りする。

「貯蓄から投資へ」は達成されたのか？

- 上場株式等の譲渡益及び配当に軽減税率が導入された目的の一つは、圧倒的に預貯金に偏っているわが国の個人金融資産を、預貯金から株式や株式投信などのリスク資産にシフトさせることであった。では、実際に株式投資を行う個人は増え、貯蓄から投資へのシフトは現実のものとなったのだろうか。

1. 個人金融資産の状況

- 次ページの図表2・3は、わが国の個人金融資産の推移と主要国の個人金融資産を表したものである。わが国の個人金融資産に占める株式の割合は、2006年3月末時点で8.1%となっている。2002年末からおよそ4.2%上昇しており、一見すると個人による株式への投資が増加したように見える。
- しかし、2004年末から2005年末にかけて株式の割合が約2.2%も上昇していることからわかるように、株式の割合が増加したのは株価上昇の影響を強く受けたものといえる。2004年末から2005年末にかけての個人金融資産に占める株式の増加率が40.47%($= (7.81\% - 5.56\%) / 5.56\%$)であるのに対し、同期間の日経平均株価の上昇率も40.24%($= (16,111円43銭[2005年12月30日終値] - 11,488円76銭[2004年12月30日終値]) / 16,111円43銭$)と、ほぼ同じ比率だけ上昇している。このことからすると、個人金融資産に占める株式の増加は、必ずしも個人による株式投資が増加したことが要因とは言い切れない。
- 他方、個人金融資産に占める預貯金の割合はどうか。預貯金の割合は若干低下しているものの、依

¹ 税制改革諮問委員会による税制改革案に関しては、吉井 一洋、DIR制度調査部情報「米国、配当・譲渡益の軽減税率2年延長 —2010年まで上限税率15%—」(2006年6月30日)を参照。

然として 50%を超える水準にあり、わが国の個人金融資産が預貯金に偏っているという状況は改善されていない。

図表2 わが国の個人金融資産の構成比(2006年3月末時点)

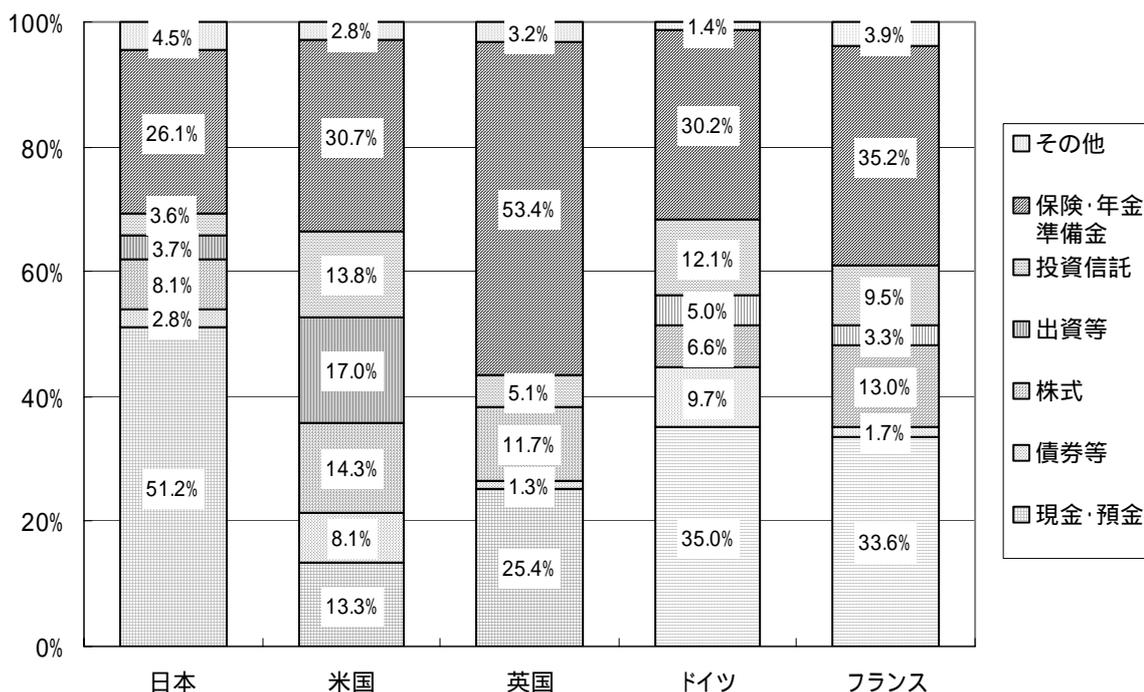
	現金・預金	債券等	株式	出資等	投資信託	保険・年金準備金	その他	合計
1997年	52.4%	5.8%	4.5%	4.2%	1.9%	25.9%	5.2%	100.0%
1998年	54.8%	5.1%	4.1%	2.2%	2.0%	26.8%	5.0%	100.0%
1999年	52.8%	4.3%	6.4%	4.1%	2.1%	25.7%	4.6%	100.0%
2000年	53.2%	4.0%	5.3%	3.9%	2.4%	26.3%	5.0%	100.0%
2001年	54.8%	3.7%	4.5%	2.7%	2.3%	26.9%	5.1%	100.0%
2002年	56.5%	3.0%	3.9%	2.3%	2.1%	27.2%	5.0%	100.0%
2003年	56.0%	2.5%	4.9%	2.4%	2.3%	26.8%	5.1%	100.0%
2004年	54.9%	2.7%	5.6%	2.7%	2.5%	26.6%	5.0%	100.0%
2005年	51.9%	2.8%	7.8%	3.5%	3.4%	25.9%	4.8%	100.0%
2006年Q1	51.2%	2.8%	8.1%	3.7%	3.6%	26.1%	4.5%	100.0%

1 「債券」には「信託受益権」を含む。

2 「出資等」には非上場株式を含む。

(出所)日本銀行資料より大和総研制度調査部作成

図表3 主要国の個人金融資産の構成比



1 日本、米国及び英国は2006年3月末、ドイツ及びフランスは2005年12月末。

2 日本の「債券」には「信託受益権」を含む。

3 日本の「出資等」には非上場株式を含む。

4 米国の「MMF」はデータの出所である「Flow of Funds Accounts」では「現金・預金」に含まれているが、ここでは「投資信託」に区分している。

(出所)各国中央銀行資料から大和総研制度調査部作成

2. 個人株主数の状況

○では、株主数の点ではどうか。東京証券取引所などが発表した「平成17年度株式分布状況調査」によると、2005年度の1年間で個人株主が延べ268万人増加したことがわかる。この数字を見る限り、確かに個人株主数は増加しているようである。

○しかし、この数字を見る上でもいくつか注意する必要がある。まず、この数字は個人株主の延べ人数を表したものであり、例えば、1人の個人投資家が5銘柄保有している場合には株主数は5人とカウントされてしまう。従って、2005年度に増加した268万人という個人株主数は、そのすべてが新規の個人投資家であることを意味するものではない。また、インターネット口座が急増している²ことからわかるように、ネット取引を主体とする投資家が増加していると考えられ、企業側が望むような長期保有・安定保有の株主が増加したとは限らない。

配当の増加と軽減税率

1. 急増する配当総額

○近年、企業の支払配当額が急増している。図表4は3月決算会社の配当を業種別にまとめたものであるが、2004年3月期以降は毎年20%を超える勢いで増加している。

図表4 東証上場企業(3月決算会社)の配当金総額の推移

(単位:百万円)

	2002年3月期		2003年3月期		2004年3月期		2005年3月期		2006年3月期	
	配当金総額	配当金総額	前期比	配当金総額	前期比	配当金総額	前期比	配当金総額	前期比	
水産・農林業	4,270	3,486	-18.36%	3,688	5.79%	5,153	39.72%	6,179	19.91%	
鉱業	668	667	-0.15%	2,665	299.55%	2,643	-0.83%	2,869	8.55%	
建設業	88,291	80,302	-9.05%	88,468	10.17%	101,195	14.39%	116,944	15.56%	
食料品	71,627	78,519	9.62%	80,221	2.17%	90,409	12.70%	100,827	11.52%	
繊維製品	34,139	34,905	2.24%	40,493	16.01%	45,134	11.46%	52,143	15.53%	
パルプ・紙	15,269	24,045	57.48%	26,808	11.49%	29,399	9.67%	28,944	-1.55%	
化学	141,360	162,969	15.29%	172,711	5.98%	200,348	16.00%	239,549	19.57%	
医薬品	142,245	143,572	0.93%	155,640	8.41%	152,105	-2.27%	217,447	42.96%	
石油・石炭製品	15,442	15,715	1.77%	22,174	41.10%	31,062	40.08%	39,815	28.18%	
ゴム製品	7,259	8,316	14.56%	9,028	8.56%	10,152	12.45%	11,942	17.63%	
ガラス・土石製品	37,580	22,201	-40.92%	24,259	9.27%	27,687	14.13%	31,077	12.24%	
鉄鋼	21,003	30,448	44.97%	57,782	89.77%	126,587	119.08%	212,586	67.94%	
非鉄金属	26,180	21,951	-16.15%	25,070	14.21%	34,542	37.78%	52,938	53.26%	
金属製品	17,096	21,170	23.83%	25,677	21.29%	28,266	10.08%	30,387	7.50%	
機械	97,663	102,990	5.45%	111,325	8.09%	145,834	31.00%	189,110	29.67%	
電気機器	218,316	234,384	7.36%	302,735	29.16%	375,999	24.20%	438,282	16.56%	
輸送用機器	228,530	298,407	30.58%	362,183	21.37%	493,262	36.19%	651,324	32.04%	
精密機器	22,615	22,364	-1.11%	32,632	45.91%	43,737	34.03%	62,193	42.20%	
その他製品	71,112	67,781	-4.68%	71,214	5.06%	92,530	29.93%	110,321	19.23%	
電気・ガス業	320,259	313,467	-2.12%	313,662	0.06%	325,295	3.71%	341,952	5.12%	
陸運業	98,969	109,937	11.08%	108,341	-1.45%	116,810	7.82%	130,924	12.08%	
海運業	18,020	19,267	6.92%	33,435	73.54%	55,432	65.79%	59,757	7.80%	
空運業	305	294	-3.61%	4,615	1469.73%	12,937	180.33%	5,846	-54.81%	
倉庫・運輸関連業	8,919	9,202	3.17%	9,319	1.27%	11,315	21.42%	12,459	10.11%	
情報・通信業	107,561	169,363	57.46%	236,072	39.39%	306,569	29.86%	394,766	28.77%	
卸売業	87,083	91,779	5.39%	100,854	9.89%	154,080	52.78%	244,034	58.38%	
小売業	27,651	27,127	-1.90%	31,713	16.91%	44,903	41.59%	50,452	12.36%	
銀行業	162,247	154,570	-4.73%	319,353	106.61%	352,130	10.26%	443,360	25.91%	
証券・商品先物取引業	52,416	49,627	-5.32%	84,965	71.21%	108,664	27.89%	258,269	137.68%	
保険業	34,485	54,501	58.04%	59,326	8.85%	71,268	20.13%	91,615	28.55%	
その他金融業	67,170	67,842	1.00%	69,341	2.21%	88,002	26.91%	144,615	64.33%	
不動産業	25,448	29,407	15.56%	38,382	30.52%	42,940	11.88%	59,255	37.99%	
サービス業	71,761	38,112	-46.89%	43,931	15.27%	50,323	14.55%	63,813	26.81%	
合計	2,342,959	2,508,687	7.07%	3,068,082	22.30%	3,776,712	23.10%	4,895,994	29.64%	

(出所)東京証券取引所「15年3月期3月期決算短信(単体)集計結果」～「18年3月期3月期決算短信(単体)集計結果」

² インターネット取引口座数は、2005年度に約306万口座増加し、累計で1,000万口座を突破している(日本証券業協会、「インターネット取引に関する調査結果(平成18年3月末)」)。

- こうした配当増加の背景には、好調な企業業績のほか、敵対的買収の脅威が増したことが考えられるが、軽減税率の導入とも時期が重なる点は見逃せない。配当に対する軽減税率の適用は2003年4月以降であり、配当に対する税負担の軽さが企業の増配を後押ししているとも考えられる。
- また近年、上場会社においては、長期保有株主・安定保有株主の確保や、個人株主数の増加を課題として挙げる企業が増えている。こうした目標達成のためには、個人投資家向けIRの実施などとともに、増配や安定配当の実施が有効と考えられる。配当に対する税負担が軽ければ、株主の手取り額は増加することとなり、配当に対する軽減税率はこうした安定株主作りや個人株主数の増加にも寄与しているものと思われる。

2. 軽減税率と配当二重課税の問題

- 配当所得については、配当を支払う法人段階で課税され、配当を受け取った株主段階でも課税される二重課税の問題がある。株主が個人である場合には、二重課税の調整として「配当控除」が適用されるが、配当控除は二重課税の調整措置として十分ではない。
- 現在は、上場株式等の配当については、申告不要制度と軽減税率の適用により10%の源泉徴収のみで課税を終了させること(この場合、個人株主段階での税負担は10%で確定する)が可能であり、配当控除の不完全さを補完する形となっている。仮に軽減税率が廃止となれば、配当二重課税の調整がさらに不十分なものとなる。

まとめ

- 以上の点を勘案すると、現行の税制を「金融所得の一体化」に改めてしまえば、非課税枠等を設けている海外との格差が広がり、また、配当課税のデメリットも広がってしまうため、株式投資の厚みを増やして資本市場の層を厚くするという観点からは逆効果である。